

# 大阪の白粉仲間

池田 治 司

## 一 はじめに

江戸時代、大阪の白粉仲間が公許を得たのは、安永十年（二七八二）三月であり、許可株数七十六と定められている。<sup>1</sup>

現在、大阪商業大学商業史博物館には、大阪の白粉仲間申合に関する記録が二点残っている。一点は、文化八年（一八一二）九月改の「白粉株仲間改正申合印形帳写」で、もう一点は、嘉永五年（一八五二）五月改の「白粉仲間申合印形帳写」である。写のため押印はないが、それぞれ仲間中白粉屋の連名で作成され、前文として数ヶ条の申合条項が記されている。

本稿では、これらの史料をもとに、大阪の白粉仲間の内容や白粉屋の変遷を検討したい。

## 二 白粉の系譜

江戸時代の白粉屋を検討する前に、まず現在わかっているわが国の白粉製造の系譜について概略を記し、江戸時代の白粉普及に対する指針とする。

日本における白粉製造の最初の記録は、『日本書紀』持統天皇六年（六九二）の条にある。

閏五月……戊戌に、沙門觀成に、絶十五匹・綿三十屯・布五十端賜ふ。其造れる鉛粉を美めたまへり。<sup>2</sup>

つまり、閏五月十四日、女帝持統天皇は、元興寺の僧觀成が造って献上した鉛粉を褒め、多くの恩賞を与えたというのである。

しかし、白粉の利用となるとまた話は別で、天保元年（一八三〇）に刊行された喜多村信節の随筆『嬉遊笑覧』にも

粉〔和名抄〕云之路岐毛能シロキモノそのはじめ〔持統紀〕六年……此によりて世に此時より婦人顔におしろい付る事も始ると云ふハ非なり夫より先〔雄略紀〕七年……猶これより先にもあるべけれど明文なければいつの時よりも知るべからず（後略）<sup>③</sup>

とあり、大陸から伝来した白粉の使用は、雄略天皇七年（四六三）以前から行われていたことを示唆している。

『日本書紀』や『嬉遊笑覧』の例は鉛粉の白粉であるが、延長五年（九二七）の延喜式典葉寮式によれば、

造<sup>二</sup>供御<sup>一</sup>白粉<sup>一</sup>料

糯米一石五斗。粟一石。（後略）<sup>④</sup>

とあり、もち米や粟などを原料とする穀粉の白粉も使われていたことがわかる。

江戸時代の白粉は、鉱物性のものが使われた。この鉱物性の白粉にも二種類あり、伊勢白粉・御所白粉と呼ばれた水銀を原料とする軽粉と、京白粉・生白粉・パッチリなどと呼ばれた鉛を原料とする鉛白である。『嬉遊笑覧』には

さて粉に二種あり故に〔和名抄〕にも粉シロキモノと白粉ハフニと並べあげたり  
〔本草和名〕に粉錫、和名、巴布爾とあり粉錫ハ今京おしろいと呼て婦人の顔に塗るものなりしからハ粉ハ水銀粉にてはらやとも伊勢おしろいとも呼ぶもの是なり（後略）<sup>⑤</sup>

と説明があり、和名を、水銀を原料とする伊勢白粉は「はらや」、鉛を原料とする京おしろいは「巴布爾」（ハフニ）と称したとしている。

和名の語源について、新井白石は享保四年（二七一九）『東雅』で次のように論じている。

粉讀てシロキモノといひ。又白粉の字を出して。讀みてハフニといふ。ハフニとは。白粉の字の音の轉ぜし也シロキモノとは。今俗にオシロイといふ是也。白粉の字。萬葉集にはシラニと読みたり。古語にニといひしは。丹色のみいひしにはあらず。白色をもニといふなり。ニとは彩色をいひし也。ハフニとは今俗にはオシロイといふもの即是也。<sup>⑥</sup>

つまり、「ハフニ」とは「白粉」の音が転じたもので、「ハクフン」↓「ハクフニ」↓「ハフニ」の転化としている。また、「ニ」とは古語では丹色のみならず白色をも意味し、白粉の色を表していると記している。「ハラヤ」については明らかではない。

また、「ハフニ」を粉錫とも表記することに関しては、わが国最初の図説百科事典『和漢三才図絵』（一七一三年刊）には「古人名<sup>テ</sup>鉛<sup>ヲ</sup>為<sup>ニ</sup>黒錫<sup>ト</sup>故名<sup>ニ</sup>粉錫<sup>ト</sup>」<sup>⑦</sup>と記され、昔の人は鉛を黒錫と称したことに由来すると説いている。

先述の通り、古代白粉の製法は大陸より伝来したが、中世にかけては鉛白粉や穀物白粉が主に利用され、水銀白粉が使われるようになるのは一六世紀初頭で、梅毒や虱とりに有効な薬品として普及した。<sup>⑧</sup>

類例として、女子の化粧法について記した文化十年（一八一三）刊の『都風俗化粧伝』第巻顔面之部頭書の「黒鰻風を治する法」には、処方として「はらや 軽粉」が含まれており、「細かに粉にして酸漿草くさの汁にてとき、湯にてよく垢あかを落とすし、この薬をすり付け、暫くして洗い落とすこと、幾たびもすり付くべし。」<sup>⑩</sup>との記載がある。

水銀白粉としては伊勢白粉が最上で、古来伊勢国多気郡丹生村に産

する水銀を原料として、同国飯南郡射和村で製造し、松坂で販売した。これを伊勢神宮の御師という祈とうに従事する身分の低い神職の者が、全国の檀家をまわる時の土産にしたので知れ渡った。<sup>11)</sup>

しかし、江戸時代になると丹生の水銀は枯渇し、中国産のものを原料として生産したことが、『嬉遊笑覧』に次のように記されている。

(前略) 今ハ伊勢より水銀出されとも其國射和にてはらやを製すること他州に勝る辰砂今和産なければ唐山より渡るを用ひ京師より水銀を伊勢に送りて作らしむ(後略)<sup>12)</sup>

京都から水銀を伊勢に送って白粉を作らせたというのは、伊勢白粉は御所白粉ともいわれるように、主に宮中の上流階級に使われたことによると考えられる。

江戸時代の白粉製造の主流は、何といっても鉛白といわれる鉛白粉であり、これが江戸期を通じて一般庶民にも普及していった。近世白粉(鉛白粉)の製造は、泉州堺を発祥地とする。このことは先述の『和漢三才図絵』や『嬉遊笑覧』の他に、俳人菊岡沾涼の随筆で知られる享保十九年(一七三四)刊の『本朝世事談綺』に詳しく

持統天皇六年に始て鉛粉を作とあり。しかれども精ならざりし也。

慶長、元和のころ、泉州堺錢屋宗安と云もの、大明の人に習ひ、

はじめて造る。又小西白粉は、堺の葉種屋小西清兵衛、「(割註)

小西撰津守父也。」大明に入て習得たる所の法也。小西和泉大目此裔といへり。近世本朝の白粉甚だ勝れたり。よって異国人是を買去る。<sup>13)</sup>

とある。これによると、慶長元和年間(一五九六―一六二三)に、泉州堺の錢屋宗安や葉種屋小西清兵衛らが、明の白粉を模倣して作ったのが近世白粉製造の始まりという。

江戸時代の初期には「伊勢おしろい」と「京おしろい」の二種であったが、白粉の普及とともに同質のもので名を変えたものが多くなった。特に鉛白粉は江戸時代の中頃になると粉末の荒さによって生白粉・舞台香・唐の土の三種となり、『都風俗化粧伝』の第肆化粧部の「白粉を製る伝」に次のように記載されている。

(前略) 生白粉を製りてこれを三段にわかす。極く細末の宜しきを生白粉という。その次を舞台香という。「芝居役者のつかうおしろいなり」。その次をと(唐)の土という。安き白粉也。

調合おしろいを、流し白粉という。これを丁子香、蘭の露、菊の露、袖の香など銘をつくれど、みなおなじ白粉にて、名のかわりたる斗りのもの也。(後略)<sup>14)</sup>

ここでいう「流し白粉(調合おしろい)」とは、生白粉に丁字などの香料を加え、その他しまり(紫茉莉)なども入れて調合したものである。江戸幕末にかけて、様々な種類の調合おしろいの銘柄が販売された。

鉛白粉は化粧仕上りがよく、明治に入っても歌舞伎の世界等で愛用され続けた。しかし、明治の初めに鉛白粉による乳幼児の死亡が取り沙汰され、明治二十年(一八八七)には歌舞伎役者の鉛白粉による慢性鉛中毒が社会問題となる。それでも鉛白粉の使用は完全には禁止さ

れなかったが、大正十四年（一九二五）京都大学の平井毓太郎教授によって、鉛白粉と乳幼児の「所謂脳膜炎」との因果関係が証明され、昭和五年（一九三〇）一〇月の内務省令第三十号で、昭和九年（一九三四）十二月三十一日以後の鉛白を含んだ化粧品品の製造販売が禁止された。<sup>16</sup>

一方、水銀白粉の方も梅毒の治療薬や虱取り薬として市販されていたが、昭和二十七年（一九五二）を最後に製造業者が廃業したため、市場から姿を消した。<sup>17</sup>

### 三 江戸時代の白粉仲間

冒頭にも記した通り、『大阪市史』第一に掲載されている「白粉職仲間帳前書」によると、白粉職仲間は安永十年三月七十六株を許され、冥加として初年銀十五枚、翌年より年々銀三枚を上納することが定められた。

しかし、この頃から、競争を排除することによる産業の育成、商取引の規範化（不正行為の排除）、それに伴う信用保持などの株仲間成立当初の幕府の意図とは逆に、仲間組織の矛盾が露呈する。株仲間は權益擁護を尖鋭化し、冥加金を商品代銀に上乘せしたり、商品が市場に不足すると申合せの上買占めたりして値段を引き上げ、これに背く者を除名するなど、不法甚しくなった。このため、天明七年（一七八七）十二月には、春米屋駄賣屋株・薪問屋株・同仲間株・薪地賣上積問屋株・攝河百八十ヶ村餘小便引請・作用買次仲買株・炭問屋株二口・鍛

治炭問屋仲買株等が廃止されるに至る。<sup>18</sup>

白粉屋株は、文化初年（一八〇四）の調査によれば、成立当初の七十六軒にて名を連ねているので、この時は廃止を免れたと考えられるが、これ以後、天保十二年（一八四一）の株仲間停止までの大阪の白粉仲間の動向はどうであろうか。

先述の文化八年九月改の「白粉株仲間改正申合印形帳写」によると、白粉株仲間として五十八軒の連名で作成されている。つまり、七年後には一八軒の欠落が生じたと見ることができる。ここで、同文書の全文を引用しておく。

#### 覚

一 仲間申合数年相立不取締之儀も有之候二付此般惣致寄合熟談之上趣法相立候事

但前々申合数ヶ条畧々差当り心得可相成儀拔書左之通

一 是迄箱詰屋之内二而白粉焼候而仲間中江正味類賣候事者勝手次第二候處不取締之儀茂有之候二付已来箱詰屋二而白粉焼候とも自分箱詰二而賣候外正味類仲間中へ賣候儀者決而致間鋪事尤自前二焼申度節者年行事江相断年行事は正味屋中へ懸合故障之筋無之候ハ、披露之為證銀と三枚差出惣仲間中へ致割賦候事

一 仲間内之仁儀上不如意二而引取二相成而其引取主江株譲り候者新加入同様之事

一同養子二参候而先方名前二相成類も同様之事

一是迄申合帳面ニ有之候奉公人十五ヶ年以上相勤其主人ハ別家致させ致株入候類者株入銀之外諸出銀者無之申合ニ候得共紛敷儀も有之候ニ付向後相止メ別家致させ候者新加入同様之事其外親類江株譲り候とも同様之事

一箱詰屋正味屋為取締之此度相談之上趣法相立候上者自然と正味屋殖し不申候道理ニ相成候得者正味屋方猶受相慎鉛相場ニ准し不当之直段無之様相働答不当之直立致し候様又者不正之調合有之候ハ懸合之上一同ニ取引相止メ可申事

一正味屋之内ニ而是迄箱詰ニ而賣來候儀者格別以來箱詰屋之得意江相廻り世利賣致間鋪事

一正味屋中ハ先達而差出有之候證文之通弥相守無株之仁江取引之儀不正無之様吟味可致事不吟味ニ而取引有之候ハ惣寄合之上相糺可申事尤其入用一度ニ凡銀式百目宛も相掛り当人ハ差出し可申事ニ候得者不正無之様召抱之者へ精々申聞せ置可申事

一似寄之類判堅致間敷事別而丁所名前等紛敷儀も有之趣年行司へ相聞候ハ御公訴杯ニ不相成候様早速惣致寄合評定之上誤り一札為差出可申候尤右寄合之入用当人ハ差出し可申事  
右之趣此度仲間一統相談之上相究銘々承知印形仍如件

文化八年九月

奈良屋なを

代判筆屋又兵衛

堺屋庄兵衛

中嶋屋孫兵衛

池田屋仁兵衛

紀伊国屋権兵衛

播磨屋重作

小山屋孫兵衛

香具屋傳七

丁字屋八三郎

虎屋市兵衛

中屋三郎兵衛

淡路屋半右衛門

和泉屋又兵衛

升屋次郎吉

近江屋善右衛門

白粉屋茂兵衛

国久屋久兵衛

京屋弥兵衛

河内屋利兵衛

象牙屋弥兵衛

奥田屋新兵衛

江戸屋平八

島屋萬助

近江屋宇兵衛

柏屋彦三郎

出雲屋庄八

海老屋吉右衛門

河内屋庄助

象牙屋栄藏

幼少二付代判  
河内屋四郎兵衛

柏屋新五郎

誉田屋與市郎

天満屋林兵衛

和泉屋久右衛門

丸屋次郎兵衛

同家小橋屋次郎三郎

伊丹屋勘兵衛

正味屋之部

富田屋甚兵衛

銭屋長左衛門

奈良屋吉兵衛

代判鴻池屋善左衛門

奈良屋次良兵衛

醍醐屋八三郎  
代判徳兵衛

泉屋勘七

銭屋武兵衛

塩屋八右衛門

筋原屋庄右衛門

銭屋喜兵衛

池田屋弥兵衛

伊賀屋宗庵二同家

小西屋源三郎代判

五郎兵衛二同家

小西屋源兵衛

桑名屋次良右衛門

小泉屋徳右衛門

高砂屋唯七郎

田島屋太良兵衛

丸屋伊右衛門

堺屋吉次郎

金物屋喜兵衛

同家分五郎

板屋孫右衛門

大坂屋清兵衛

欠落の主たる原因は、株仲間の秩序肅正によるものと考えられるが、その内容を検討するため、「白粉株仲間改正申合印形帳写」の前文をみる。

ここではまず、数年来の仲間中申合はあるものの、取締りのない点

もあったので物寄合の上趣法を決めるとして、以下でこれまでの申合せの抜書を心得として書き連ねている。内容としては、箱詰屋が自店で箱詰する分は別として、白粉を製造し他の正味屋へ売ることの禁止や、逆に正味屋が自店で箱詰し販売することは別として、それを得意先の箱詰屋へ世利売することの禁止、不如意による株の譲渡や養子・別家による株分けも新規加入扱いとすること、無株の者への白粉取引の禁止、似寄の類判の禁止などが明文化されている。

これらの条文の中で、「箱詰屋正味屋為取締之此度相談之上趣法相立候上者自然と正味屋殖し不申候道理ニ相成候得者正味屋方猶受相慎」という記載がある。つまり、今回の取締に際し取り決めた趣法によれば、正味屋の増株は自ずと抑制されるので、さらなる受入は慎むようにとしている。ここでも、株仲間の秩序肅正による規制強化が読みとれる。

これに関連して、『繪具染料商工史』の「京阪白粉屋考」には、天保九年（一八三八）十一月、当時の仲間年行事奈良屋作兵衛並に堺屋庄兵衛宛で、規約違反事件に対する差入証二通が紹介されているので、引用しておく。<sup>20)</sup>

## 一札

一私儀御仲間ニ而數年白粉屋仕來候處、此度南瓦屋町丹波屋治兵衛方へ白粉斤賣仕候二付、御察當を受申譯無御座候、燒屋ニ而無株之仁へ斤賣仕候儀者不相成段、兼而被申聞候處、右様心得違仕候段、重々誤入候、依之段々内濟之儀御申上候

處、御承知被下千萬難有奉存候、然ル上者以來□之事ニ候得共、素人方へ決而賣買仕間敷候、若及違變ニ候ハ、思召通如何様共御取計可被成候、其節一言之申分無御座候、為後日一札仍而如件

但、私方ニ同家金屋庄治郎と申もの箱詰屋株右一件者同家引取以前之儀ニ付右様一札仕候

署名人は金澤町金屋庄兵衛となっている。次の証文は、南瓦屋町丹波屋治兵衛提出の一札である。

一私儀金澤町金屋庄兵衛が買請、無株ニ而白粉箱詰賣仕候二付、御察當を請無申譯誤入候、右者全株のものとは不存心得違ニ而、段々内濟之儀御申上候處、御承知被下千萬難有奉存候、然ル上者以來無株之儀ニ付小賣取次者勿論諸白粉賣買ニハ、決而携申間敷候、若及違變候ハ、何ケ様共御取計可被成候、為後日一札仍如件。

これらは、仲間中金屋庄兵衛が、無株の丹波屋治兵衛に白粉を斤賣したことに對する差入証文で、この時は内濟にて決着しているが、この規約違反事件も、文化八年九月の申合明文化により顕在化したものと考えられる。

このような状況の中で、天保十二年十二月二十三日、次の株仲間の停止令が大阪にて発布された

江戸菱垣廻船積問屋、其外都而問屋・仲間・組合杯と唱候儀差止、何國が出候何品ニ而も、素人直賣勝手次第たるへき事<sup>21)</sup>

同停止令は、同年十二月十三日、まず江戸十組問屋（江戸菱垣廻船積問屋）に対し発布され、大阪での発布は十日遅れであった。<sup>22</sup> 大阪から江戸積の白粉は二十四組問屋のうち、「明神講」「安永七番組」ならびに「安永追九番組」のうちの「榮組」に分かれて所属していたが、文政五年（一八二二）から天保十二年（一八四一）に至る対江戸取引上の人形并白粉其外小問物類の仕切為替金銀の滞納額は、金参拾兩と銀参拾壹貫九拾六匁三分六厘だったといわれる。<sup>23</sup> まず十組問屋から停止した理由は、このような大阪二十四組問屋に対する江戸十組問屋の滞納が大阪の問屋を萎縮させ、江戸積を見合せた結果、江戸の諸物資を枯渇させ、供給不足のため値段が騰貴したためだといわれている。<sup>24</sup>

しかし、「諸物價ノ騰貴ヲ憂へ、之ヲ低落セシメンガ爲メニ、諸株仲間ヲ廢シ、其冥加金ヲ止メ、随意ニ營業ナサシメタルモ、以來商法崩壊シ、物価ハ敢テ低落セズ、却テ不融通トナリシヲ以テ、嘉永四年更ニ令シテ諸仲間舊ニ復<sup>25</sup>」することとなる。この後、嘉永五年（一八五二）現在の調査では、大阪三郷の白粉仲間株は八十軒に増株している。

ここで本館蔵の嘉永五年五月改の「白粉仲間申合印形帳写」の全文を引用しておく。

一 白粉製清之儀実正ニ可致候不正之致調合不当之直段相立売却候儀決而致間敷事

一 仲間内ノ他所江其家々之名印を以直送り并当地絵具屋焼物屋兼

種屋等江唐土弘売候儀者格別此度仲間再興被仰付候上者当地ニ而仲間外之方江商内物斤売致間敷事

一 白粉直段上下共地鉛之相庭之通り正路之商売可致事

一 仲間内ニテ養子先不縁ニ相成候もの又ハ奉公人其主人ノ暇出候もの之在し候ハ、其段年行司江相断可申候早速廻状を以仲間内江相達可申候間奉公ハ勿論日雇ニも立入セ仲間敷候事

一 名前讓名替変宅家主替印形替等早速御断申上仲間帳面張紙可致候事

一 仲間内似寄之類判別ニ町所名前紛敷判面并家々旧来仕似寄セ之白粉似寄之判面ニ而白粉仕立候儀又ハ同名同様之仕立致他家之仕似セを奪候儀堅致間敷事

右之條々相背候ハ、仲間相省御役所帳面張紙可致候事

前書之通儘ニ承知仕候後年ニ至迄違失無候様相守可申候為其銘々印形仍如件

嘉永五年

子五月

白粉仲間

富田屋甚兵衛

丸屋伊右衛門

錢屋長左衛門

香具屋傳七

田島屋せつ

代判太助



桑名屋吉右衛門  
 奈良屋吉兵衛  
 泉屋勘七  
 池田屋仁兵衛  
 堺屋吉次郎  
 高砂屋唯七郎  
 象牙屋佐兵衛  
 堺屋庄兵衛  
 錢屋三藏  
 代判忠兵衛  
 塩屋八右衛門  
 錢屋幾兵衛  
 近江屋卯兵衛  
 醍醐屋八郎兵衛  
 河内屋庄兵衛  
 中屋三郎兵衛  
 虎屋市兵衛  
 白粉屋茂兵衛  
 京屋弥兵衛  
 江戸屋平八  
 筋原屋巳之助  
 代判吉兵衛

象牙屋弥兵衛  
 小泉屋得右衛門  
 板屋栄五郎  
 代判五助  
 大坂屋清兵衛  
 伊丹屋勘兵衛  
 難波屋仁兵衛  
 小山屋作兵衛  
 難波屋仁三郎  
 奈良屋利兵衛  
 金屋庄兵衛  
 平野屋忠五郎  
 金物屋喜兵衛  
 大和屋源次郎  
 山田屋国三郎  
 山池屋松太郎  
 代判伊兵衛  
 姫路屋善兵衛  
 萬屋傳之助  
 泉屋猶太郎  
 代判常助  
 佐野屋善太郎  
 代判多三郎

天満屋伊兵衛  
 綿屋利右衛門  
 和泉屋孫兵衛  
 油屋善太郎  
代判兵衛  
 八幡屋忝之助  
代判惣兵衛  
 河内屋半兵衛  
 天満屋市太郎  
 都倉屋源兵衛  
 久々知屋松次郎  
 升屋次郎右衛門  
 廣島屋市兵衛  
 多田屋新兵衛  
 淡路屋九兵衛  
 津国屋治兵衛  
 天満屋嘉兵衛  
 和泉屋卯右衛門  
 平野屋善兵衛  
 布屋半兵衛  
 吉田屋常右衛門  
 丸屋作兵衛

大坂屋辰蔵  
 堂内屋孫七  
 和泉屋惣右衛門  
 丹波屋治兵衛  
 山本屋九兵衛  
 大文字屋七太郎  
代判定七  
 米屋忠蔵  
 三宅屋勘右衛門  
 虎屋嘉市  
 絵具屋利兵衛  
 近江屋利助  
 播磨屋金蔵  
 三嶋屋東助  
 伊賀屋彦兵衛  
 角倉屋久次郎  
 菱屋友七  
 大菱屋徳次郎  
代判吉三郎  
 具足屋辰三郎  
代判嘉兵衛

この時点では、株数は八十二軒であり、天保九年の規約違反事件の時  
 に無株であった丹波屋治兵衛も株入している。因みに、文化八年九月

当時の仲間と嘉永五年五月時点の仲間との異同を氏名のみでみると、次の二十三件の一致が確認できる。①銭屋長左衛門、②奈良屋吉兵衛、③象牙屋弥兵衛、④富田屋甚兵衛、⑤丸屋伊右衛門、⑥堺屋庄兵衛、⑦池田屋仁兵衛、⑧香具屋傳七、⑨虎屋市兵衛、⑩中屋三郎兵衛、⑪白粉屋茂兵衛、⑫京屋弥兵衛、⑬江戸屋平八、⑭近江屋卯(宇)兵衛、⑮伊丹屋勘兵衛、⑯泉屋勘七、⑰塩屋八右衛門、⑱小泉屋得(徳)右衛門、⑲高砂屋唯七郎、⑳堺屋吉次郎、㉑金物屋喜兵衛、㉒大坂屋清兵衛、㉓銭屋幾(喜)兵衛。

\* ( ) 内は文化八年当時の表記

この二十三軒は氏名の一致であり、屋号だけの一致をみれば数は増えるが、所在地等での重複確認ができないため、ここでは氏名一致分の記載に留めた。

内容的には、文化八年の申合と比べると、養子・奉公人の別家、不如意による株譲渡の新規加入扱い等に関する増株抑制的要素がなくなり、その代り仲間中無頼者(養子先不縁者、主人が暇出候もの)に対する排斥条項が追加されるなど、信用保持に重点を置いている。

#### 四 大阪白粉屋の名跡

最後に江戸時代の大坂白粉屋の名跡について検討したい。

先述のとおり、泉州堺の銭屋宗安や薬種屋小西清兵衛らがその嚆矢というのが通説である。しかし、その後継については定かではない。

僅かに、具体的な大阪白粉屋名跡についての解説としては、明治期の

成立とみられる著者不詳の随筆『浪華百事談』に次のような例がある。<sup>26)</sup>

○白粉店和泉勘

同所(心齋橋筋)に今も綿々せる和泉屋とよぶ白粉店は、開業の年は知らぬ共最も古き家なり。(一)内筆者注]

○丸屋おしろい

長堀橋筋鰻谷の南の方西側に、丸屋といへる白粉商有り。(近年家衰へ、同筋の八幡筋の小屋に移り、此も又轉居す。)有名なる商家にて、其開業の年は知らざれ共舊家の由聞り。今はあらず。

いずれも開業年未詳である。

また、天保八年(嘉永六年(一八三七)一八五三)の間に書かれた『守貞漫稿』には、「蓋白粉は大阪にて製之其家を白粉の竈元と云銭屋長左衛門鹽屋八右衛門奈良屋丸屋等五六戸也」とあり、<sup>27)</sup>五十六軒の大坂白粉屋を代表して、銭屋・塩屋・奈良屋・丸屋の四軒が例示されている。

しかし、いずれにしてもその続柄は定かではなく、そこで江戸時代の大坂の買物案内の記録を辿りながら、その続柄を整理したのが次頁の表である。

さらに明治期の商家案内を辿れば、銭屋長左衛門↓高松長左衛門、富田屋甚兵衛↓玉樹甚兵衛、田嶋屋太良兵衛↓田島正傳、泉屋勘七↓杉本勘七、堺屋吉次郎↓延岡吉次郎、難波屋仁兵衛↓福井仁兵衛、八幡屋泰之助(嘉永五年「白粉仲間申合印形帳写」に掲載)↓高田慶治郎の続柄が、住所・氏名・屋号等から確認できる。

延享5年(1748) 14軒	元禄10年(1697) 5月 12軒	元禄5年(1692) 3月 12軒	延宝7年(1679) 6月 10軒
『難波丸綱目』『白粉師釜本』	『日本國花萬業記』所収『攝州難波丸』『白粉屋』	『買物調方三合集覽』『大阪ニテ白粉所』	『難波鶴』『白粉屋』
高松近江(北久太郎町一丁目)	高松近江(北久太郎町一丁目)	高松近江(北久太郎町一丁目)	高松近江大目藤原(本久太郎町一丁目天下)
奈良屋治郎兵衛(南久宝寺町二丁目)	ならや治兵衛(南久宝寺町二丁目)	ならや治兵衛(南久宝寺町)	ならや治兵衛(南久宝寺町二丁目)
	備後や市兵衛(南久宝寺町一丁目)	備後や市兵衛(南久宝寺町二丁目)	備後屋市兵衛(南久宝寺町二丁目)
	吉野や三郎兵衛(南久宝寺町三丁目)	吉野や三郎兵衛(南久宝寺町三丁目)	吉野屋三郎兵衛(南久宝寺町三丁目)
大隅仁兵衛(安堂寺町一丁目)	大隅仁兵衛(安土寺町一丁目)	大隅仁兵衛(安土町一丁目)	大隅仁兵衛(安土町一丁目)
	大和や利兵衛(農人橋境すじ東)	大和や利兵衛(久太郎町堺筋東へ入)	大和屋利兵衛(農人橋堺筋東へ入)
	深江屋久右衛門(農人橋境すじ東北がは)	深江や久右衛門(北久太郎町堺筋東へ入北がは)	深江屋久右衛門(農人橋堺筋東へ入北がは)
堺屋作兵衛(南久太郎町六丁目)	堺や作兵衛(南久太郎町五丁目)	堺屋作兵衛(南久太郎町五丁目)	堺屋作兵衛(南久太郎町五丁目)
	五兵衛(さかいすし)	五兵衛(さかいすち)	堺屋五兵衛(堺すし)
	ほていや二郎兵衛(平の町)	布袋や二郎兵衛(平野町)	ほていや二郎兵衛(平の町)
	ひなや源右衛門(本町五丁目)	ひなや源右衛門(本町五丁目)	
	小西庄右衛門(御堂の前)	小西庄右衛門(御堂の前)	
吉村大和(元うつほさかいすし)			
泉屋甚右衛門(唐物町)			
鉛屋嘉兵衛(備後町一丁目)			
ならや吉兵衛(北久太郎町さかいすし)			
象牙屋仁兵衛(平野町)			
象牙屋彌兵衛(平野町)			
富田屋甚兵衛(金田町)			
堺屋平兵衛(茨木町)			
象牙屋彌三郎(内かわち町高くら筋)			
堺屋清右衛門(北久宝寺町五丁目)			

○印…文化8年(1811)9月「白粉株仲間改正申合印形帳写」に記載のある白粉商(安永6年『増補改正難波丸綱目』以降の資料の氏名一致分に指示)

△印…嘉永5年(1852)5月「白粉仲間申合印取帳写」に記載のある白粉商(安永6年『増補改正難波丸綱目』以降の資料の氏名一致分に指示)

\*本表掲載の各資料の名跡は『繪具染料商工史』及び『大阪経済史料集成』第11巻に拠った。



但し、同表の軒数は、史料が買物案内という性質上、全てを網羅したわけではなく、基本的には広告依頼に基づき、出資額に応じて掲載内容が決まるので、数の増減はさほど参考にはならないと思われる。

書誌的な面から付記するならば、安永六年の『増補改正難波丸綱目』は、享和元年（一八〇一）と天保十年（一八三九）に重版されているが改訂はない。さらに、『商人買物獨案内』は文政三年版が初版である。好評につき文政七年に再版されたものと考えられるが、ここでは『大阪経済史料集成』第十一巻に収録の文政七年版に拠った。

本表には店の所在も記されているので、買物案内という史料の性質はあるものの、この範囲で確認すると、白粉店は概ね大阪の中心地長堀以北の船場に集中しているとみられることも最後に付記しておく。

- (1) 大阪市役所蔵版『大阪市史第五』清文堂出版、昭和五四年、七三二頁。
- (2) 村沢博人・津田紀代『化粧史文献資料年表』ポララ文化研究所、昭和五四年、七頁。
- (3) 前掲『化粧史文献資料年表』二五六頁。
- (4) 前掲『化粧史文献資料年表』一三頁。
- (5) 前掲『化粧史文献資料年表』二五七頁。
- (6) 前掲『化粧史文献資料年表』一六六頁。
- (7) 前掲『化粧史文献資料年表』一四四頁。久下司『ものと人間の文化史4・化粧』法政大学出版局、一九七〇年、七一頁。
- (8) 高橋雅夫『化粧ものがたり 赤・白・黒の世界』雄山閣出版株式会社、一九九七年、六五頁。
- (9) 癡風。俗称をへくろなまず〜という。デンプウ菌によってできる淡褐色から暗褐色の斑点。
- (10) 佐山半七丸『都風俗化粧伝』高橋雅夫校注、平凡社、一九八二年、二九

- 頁。
- (11) 前掲『化粧史文献資料年表』九〇頁注五。
- (12) 前掲『化粧史文献資料年表』二五七頁。
- (13) 前掲『化粧史文献資料年表』一七五頁。
- (14) 前掲『都風俗化粧伝』一五七頁。
- (15) オシロイバナの種子の胚乳。
- (16) 前掲『化粧ものがたり 赤・白・黒の世界』一四七頁。
- (17) 『世界大百科事典』平凡社、一九八八年。
- (18) 大阪市役所蔵版『大阪市史第一』清文堂出版、昭和五三年、一四二―一四三頁。
- (19) 大阪市役所蔵版『大阪市史第二』清文堂出版、昭和五三年、五八二頁。
- (20) 大阪繪具染料同業組合『繪具染料商工史』大阪繪具染料同業組合、昭和三年、五三一頁。
- (21) 大阪市役所蔵版『大阪市史第四下』清文堂出版、昭和五四年、一五〇―一五〇四頁。
- (22) 宮本又次『近世商業組織の研究』有斐閣、昭和一四年、八八頁。
- (23) 前掲『大阪市史第二』五七七頁。
- (24) 前掲『近世商業組織の研究』八八頁。
- (25) 前掲『大阪市史第五』五〇六頁。
- (26) 前掲『化粧史文献資料年表』三一〇―三一二頁。
- (27) 喜田川守貞『類聚近世風俗志』国学院大學出版部、明治四一年、二八四頁。
- (28) 明治二年六月『浪花諸商獨案内』、明治一五年一月『商工技藝浪華の魁』等で、前掲『繪具染料商工史』に掲載されている。